

2015年2月25日 全14頁

# 法人受取配当課税強化の解説と問題点

## 平成27年度税制改正法案各論②～受取配当等の益金不算入制度

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2015年2月17日、政府は「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）を国会に提出した。本稿は、法案のうち受取配当等の益金不算入制度について解説する。
- 現行では法人の受取配当について、株式を25%以上保有していれば100%益金不算入、25%未満であれば50%益金不算入となっている。法案では、これを1/3超保有であれば100%益金不算入、5%超1/3以下は50%益金不算入、5%以下は20%益金不算入に改正することとしている。また、株式投資信託の収益分配金について、日本株ETFを除き全て益金不算入制度の対象外（全額益金算入）にするとしている。
- 法案が成立し実施されると、25%以上1/3以下、および、5%以下の保有比率の株式に係る受取配当、および株式投資信託（日本株ETF含む）の収益分配金について、益金不算入の比率が下がり（または廃止され）、課税が強化されることとなる。

### [目次]

平成27年度税制改正大綱&法案について	2ページ
1. 現行制度の解説	2ページ
(1) 理念と沿革	
(2) 株式等の配当等	
(3) 株式投資信託の収益分配金	
(4) 負債利子控除額の算定	
2. 法案による改正内容	5ページ
(1) 株式等の配当等	
(2) 株式投資信託の収益分配金	
(3) 保険会社の特例	
(4) 負債利子控除額の簡便法	
(5) 投資法人の導管性要件改正に伴う対応	
3. 改正案の背景と問題点	10ページ
(1) 政府税調の報告書で示された論点	
(2) 資産運用目的でも益金不算入とすべき	
(3) 支配目的と資産運用目的の区分	
(4) 諸外国との比較	
(5) 事業再編における弊害	
4. 今後の改正への懸念	14ページ

## 平成 27 年度税制改正大綱 & 法案について

自由民主党・公明党は 2014 年 12 月 30 日に「平成 27 年度税制改正大綱」（以下、単に「大綱」と述べるときは「平成 27 年度税制改正大綱」を指す）を決定し、公表した。

自由民主党中心の政権下における例年の税制改正スケジュールは次の通りである。例年、11 月から 12 月上旬にかけて与党税制調査会を中心に税制改正の内容について検討が行われ、12 月中旬に与党の税制調査会が税制改正大綱を決定し公表する。その後政府内で税制改正大綱をもとに法案に作成し、1 月下旬～2 月上旬ごろに内閣提出法案として税制改正法案を国会に提出する。その後、国会での審議を経て 3 月末までに法律を成立させて公布し、4 月以後、順次新しい税制が適用される。

今回は、11 月から 12 月に衆議院の解散・総選挙があり、与党税制調査会等における税制改正の審議が中断されたため、例年より税制改正大綱の決定・公表時期が 2 週間ほど遅れた。

その後、政府は大綱の内容をもとに詳細な改正内容を策定し、2015 年 2 月 17 日に「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）を国会に提出した<sup>1</sup>。

衆議院・参議院ともに自由民主党および公明党が多数を占める状況であるため、法案は可決され、新年度から順次新しい税制が施行される公算が大きい。

本稿では、法案に記載された内容のうち、受取配当等の益金不算入制度について解説する<sup>2</sup>。

### 1. 現行制度の解説

#### (1) 理念と沿革

法人が支払う配当は、法人税が課税された後の税引後利益から支払われるものである<sup>3</sup>。このため、配当を受け取る法人において配当を益金に算入してしまうと、同一の利益に対して法人税が二重に課税されてしまうことになる（なお、さらに配当を受け取った法人が個人に配当を行うと、個人段階でも所得税が課税されるので、三重課税となる）。「受取配当等の益金不算入制度」は、この二重課税を調整する制度である。

利子は支払法人の側で損金算入できる一方で受取法人は益金算入される。他方、配当は支払法人の側で損金算入できない一方で受取法人は益金不算入とすることで、利子・配当ともにい

<sup>1</sup> 大綱のうち、地方税に関する事項については、同日に国会提出された「地方税法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれている。

<sup>2</sup> 法案の概要については、吉井一洋・是枝俊悟「平成 27 年度税制改正大綱の概要」（2015 年 1 月 16 日）を参照（ただし、当該レポートは大綱をもとに執筆しており、法案の内容を反映したものではない）。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150116\\_009350.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150116_009350.html)

<sup>3</sup> 正確には、通常の配当は、税引後利益によって積み立てられた利益剰余金から支払われる。もっとも、その他資本剰余金から配当を行うことも可能であるが、この場合は受け取った配当を資本の払戻し分と累積された利益からの支払とみなす部分（みなし配当）に区分し、前者は譲渡損益として損益に算入し、後者は原則として受取配当等の益金不算入制度の対象となる。いずれにしても、受取配当等の益金不算入制度の対象となる配当は、法人税支払い後の利益からなる。

ずれかの法人で1回課税されることになりバランスが取れるものである。

二重課税の調整の観点からは、本来ならば、すべての受取配当について益金不算入とすべきであり、我が国でも「シャープ勧告」を受けた昭和 25（1950）年度の税制改正以後、法人の受取配当については（負債利子控除を除いた）100%を益金不算入としてきた。

その後、昭和 63（1988）年 12 月の税制改正にて、消費税導入時において企業課税強化を行う必要性が生じたことから<sup>4</sup>、株式保有割合 25%未満の株式についての受取配当の益金不算入割合が 100%から 80%に縮減された。さらに、平成 14（2002）年度の税制改正にて、連結納税制度を導入する際の財源措置として<sup>5</sup>、株式保有割合 25%未満の株式の受取配当の益金不算入割合が 80%から 50%に縮減された。

このように、しばしば、受取配当等の益金不算入制度は、制度の理念から離れ、その時々財源の必要性から制度が縮減されてきた。法案による今回の改正案もそれにあたると思われる。

## （2）株式等の配当等

現行制度のうち、国内法人の株式等の配当等について整理すると、次の図表 1 の通りである<sup>6</sup>。

図表 1 現行制度における受取配当等の益金不算入制度（株式等の配当等）

現行制度	株式保有割合	保有期間の条件	配当等の益金不算入割合	負債利子控除
① 完全子法人株式等	100%	配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があること	100%	なし
② 関係法人株式等	25%以上 100%未満	配当等の支払いの効力の生じる日以前6か月以上継続して25%以上保有していること(注)	100%	あり
③ その他株式等	25%未満	特になし(注)	50%	あり

(注)ただし、短期所有株式等(配当等の支払に係る基準日以前1か月以内に取得し、かつ基準日後2か月以内に譲渡した株式等)に係る配当等については、益金不算入が認められない。

(出所)大和総研作成

ここでいう「株式保有割合」とは、発行済株式数（自己株式を除く）に対する保有株式数の割合を指す（議決権比率ではない）。増資や合併等の明らかなコーポレート・アクションがなくとも、自己株式の取得、単元未満株主の買取請求・買増請求、ストック・オプションの権利行

<sup>4</sup> この際の経緯として、品川芳宣「法人税性格論の史的考察—配当二重課税論議から事業体課税論議までの軌跡—」（税務大専攻『税大ジャーナル』2008年2月号、pp.28-38）では、「これは、結局、配当課税の二重課税調整云々というようなことは、理論的統一性を図るというよりも、消費税の導入と共に他の企業課税等に関しても、財源補填のためにできるだけ整備したわけですね。消費税は、一般消費者に対する逆進性が非常に強いということで、企業における課税をある程度強化しなければならないという事情が伺われるわけですね」と説明している。

<sup>5</sup> 財務省「平成 14 年度税制改正の大綱」では、平成 14 年度の受取配当の益金不算入制度の改正について「連結納税制度の創設に伴う税収減への財源措置」の項目の中に位置づけていた。

<sup>6</sup> 外国法人の株式等の配当等については、別途、外国子会社配当益金不算入制度が設けられている。

使などによって、発行済株式数や自己株式数は変動し、株式保有割合は上下しうる点に注意が必要である。

### (3) 株式投資信託の収益分配金

株式投資信託の収益分配金についても、その原資の一部が国内株式の配当から構成されるため、受取配当等の益金不算入制度の対象となっている。ただし、株式投資信託の収益分配金の原資は、公社債の利子や外国株式の配当なども含まれる可能性があるため、その株式投資信託の非株式割合と外貨建資産割合によって、収益分配金のうち益金不算入制度の対象となる割合が定められている。

制度の対象となる収益分配金のうち 50%が益金不算入となるため、収益分配金に対して実質 25%益金不算入または 12.5%益金不算入（もしくは 0%益金不算入）となる。

図表 2 現行制度における受取配当等の益金不算入制度（株式投資信託の収益分配金）

		外貨建資産割合		
		50%以下	50%超75%以下	75%超
非株式割合	50%以下	収益分配金の1/2が対象 (実質25%益金不算入)		
	50%超75%以下	収益分配金の1/4が対象 (実質12.5%益金不算入)		
	75%超	益金不算入の対象外 (0%益金不算入・全額益金算入)		

(注) 益金不算入制度の対象となる場合、負債利子控除も適用される。

(出所) 大和総研作成

なお、日本株 ETF（特定株式投資信託）<sup>7</sup>においては、株式と交換可能であり、外国株式が含まれないなどの性質を持つため、現行制度では、収益分配金の全額が受取配当等の益金不算入制度の対象となっている（すなわち、収益分配金の実質 50%益金不算入。負債利子控除あり）。

### (4) 負債利子控除額の算定

現行制度においては、関係法人株式等およびその他株式等のそれぞれにおいて負債利子控除額を控除した上で、受取配当等の益金不算入額が算定される。

法人が株式を購入するために借入れを行って資金調達を行っている場合、その負債に対する

<sup>7</sup> 特定株式投資信託とは、信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、金融商品取引所に上場され、信託財産のパフォーマンスを株価指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う等の条件を満たすものである。特定株式投資信託のうち、外国株価指数連動型特定株式投資信託（外国株価指数に連動する運用を行うもの）を除いたものが、受取配当等の益金不算入制度の対象となる。すなわち、ETFのうち、日本株に投資するETFのみが受取配当等の益金不算入制度の対象となる。

利子は損金算入される。このため、その借入れを原資に投資をして得た配当金については、損金益金対応の原則から、益金に算入すべきという考え方が負債利子控除である。

もともと、実際には、どの部分の借入れが株式を購入するためのものであるかの判別は困難であるため、総資産按分法または簡便法によって、法人の支払う利子のうち株式購入に充てられた部分を按分計算することとなる。

原則的な方法（総資産按分法）では、法人の支払利子に、法人の総資産（簿価）に対する株式等の簿価の割合を乗じて負債利子控除額を計算する。

簡便法では、基準年度における法人の支払利子に対する負債利子控除額の割合に対し、当年度の法人の支払利子額を乗じて負債利子控除額を計算する。簡便法における基準年度は、現行法では平成 22（2010）年 4 月 1 日から平成 24（2012）年 3 月 31 日の間に開始した各事業年度となっている。

## 2. 法案による改正内容

### (1) 株式等の配当等

法案では、受取配当等の益金不算入制度を次の通り改正するものとしている。なお、施行時期は配当を受け取る法人において平成 27（2015）年 4 月 1 日以後開始事業年度とされている（**配当を支払う法人の事業年度ではなく、配当を受け取る法人の事業年度で判定する**）<sup>8</sup>。

図表 3 改正案における受取配当等の益金不算入制度（株式等の配当等）

改正案	株式保有割合	保有期間の条件	配当等の益金不算入割合	負債利子控除
① 完全子法人株式等	100%	[政令で定められる可能性がある] (現行通り、配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があることになるものと思われる)	100%	なし
② 関連法人株式等	1/3超 100%未満	[政令で定められる可能性がある] (現行の「関係法人株式等」の条件と同様ならば、配当等の支払いの効力の生じる日以前6か月以上継続して1/3超保有していること)(注)	100%	あり
③ その他の株式等	5%超 1/3以下	[政令で定められる可能性がある](注)	50%	なし
④ 非支配目的株式等	5%以下	[政令で定められる可能性がある](注)	20%	なし

(注) 短期所有株式等(配当等の支払に係る基準日以前1か月以内に取得し、かつ基準日後2か月以内に譲渡した株式等)に係る配当等については、益金不算入が認められない。

(出所) 大綱・法案をもとに大和総研作成

<sup>8</sup> 法人実効税率の引き下げと連動して、平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度の受取配当等から改正することとされたものと考えられる。

法案では「**関連**法人株式等」、「**その他の**株式等」<sup>9</sup>および「非支配目的株式等」という新たな区分を設けるとしている（現行制度にあるのは「**関係**法人株式等」および「**その他**株式等」という区分である）。法案では、「完全子法人株式等」については特に制度改正は行わないものとしている。

#### ◆関連法人株式等

現行で100%益金不算入（負債利子控除あり）である「**関係**法人株式等」（図表1参照）が25%以上の株式保有を条件としているのに対し、改正案における100%益金不算入（負債利子控除あり）となる「**関連**法人株式等」（図表3参照）は、1/3超の株式保有を条件としている。

したがって、改正後は、株主総会の特別決議を単独で阻止できる程度<sup>10</sup>の株式を保有していないと、受取配当の100%益金不算入は認められないこととなる。株式保有比率が25%以上1/3以下の場合は、改正案では次に説明する「**その他の**株式等」として扱われる。

なお、現行制度における「**関係**法人株式等」では、政令にて、6ヵ月以上継続して25%以上株式を保有していることを条件としている。法案における「**関連**法人株式等」が継続保有を求めるか否か（求める場合は、どのような条件とするか）は法案では明らかになっておらず、政令で定められる可能性がある。

仮に、「**関連**法人株式等」についても現行の「**関係**法人株式等」と同様に「6ヵ月以上継続して1/3超株式を保有していること」を条件とするならば、現時点で25%以上1/3以下の株式を保有している法人は、改正法の施行後に株式を1/3超まで買い増したとしても、制度施行後の最初の配当の支払い時点では「6ヵ月継続要件」を満たせない可能性がある。

企業が関連会社の株式をどの程度保有するかを決定する際には、税制上の扱いも考慮されるのが当然であろう。このため、税制上、100%益金不算入となる株式保有割合が改正された場合、制度に合わせて株式保有割合を見直す企業も少なくないだろう。私見ではあるが、その際に、企業が制度に合わせて株式保有割合を見直すまでの間、過度に税が課されることのないよう、制度改正に際しては、適切な経過措置を設ける必要があるだろう<sup>11</sup>。

そもそも「1/3超」という基準は、株主総会の特別決議を単独で阻止できる程度の権限を想定しているが、株主総会においては、単純に基準日において1/3超の議決権を保有してさえいれば、継続保有している期間に関係なく、特別決議を単独で阻止することができる。私見ではあ

<sup>9</sup> 厳密には、法案では「**その他の**株式等」という用語はなく、「完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等」と定義されているが、本稿では、簡便的に大綱に用いられた名称の「**その他の**株式等」で統一する。

<sup>10</sup> 税制上の要件は株式数による比率であるため、「**関連**法人株式等」に該当することと、株主総会の特別決議を単独で阻止できるだけの議決権を有することとは厳密には一致しない。

<sup>11</sup> 例えば、施行日において「**関係**法人株式等」（25%以上を6ヵ月以上継続保有）に該当する株式を保有している法人については、施行後初年度に限り、配当等の効力発生日時点で1/3超の株式を保有していれば、1/3超の保有期間を問わず100%益金不算入とすることができるとする等の経過措置が考えられる。法案においては特段の経過措置の規定は設けられていないため、政令にて経過措置を設けるべきであろう。

るが、このことを踏まえれば、「**関連法人株式等**」については、特に継続保有要件を求めるべきではないだろう。

#### ◆その他の株式等

現行で保有割合が25%未満の「**その他株式等**」(図表1参照)は、改正案では「**その他の株式等**」と「**非支配目的株式等**」(図表3参照)に分かれるものとしている。

改正案における「**その他の株式等**」とは、5%超1/3以下の保有割合の株式等としている。「**その他の株式等**」のうち保有割合が5%超25%未満の区分については、受取配当の50%の益金不算入が維持される一方、負債利子控除が廃止されるため、若干の減税になる。他方、保有割合が25%以上1/3以下の区分については、受取配当の益金不算入割合が100%から50%に引き下げられるため、負債利子控除の廃止を考慮しても、通常は増税となる。

「**その他の株式等**」について**継続保有要件が求められるか否か(および、求められるとした場合の条件)**は法案では明らかになっておらず、政令で定められる可能性がある。

「5%」の株式保有(または議決権)割合は、大量保有報告書の提出、TOB規制、銀行等の株式保有制限などの際に判断基準になる割合であり、発行会社に対し一定の支配力や影響力を持つものと考えられる。もっとも、それぞれの制度における割合の計算式は次の図表4のようにそれぞれ異なる。

図表4 「5%」を基準とする各種制度における保有割合の算定式の概要

	受取配当等の益金不算入制度 (現行法における規定)	大量保有報告書
ベース	株式数ベース	株式数ベース
分子	自社が保有する株式数	保有者・共同保有者の株式数・潜在株式数
分母	発行済株式数－自己株式数	発行済株式数＋保有者・共同保有者の潜在株式数
	銀行等の株式保有制限	TOB規制
ベース	議決権ベース	議決権ベース
分子	自行とその子会社が保有する議決権数	買付者・特別関係者の議決権数・潜在議決権数
分母	総議決権数	総議決権数＋買付者・特別関係者の潜在株式分の潜在議決権数

(注)これらの計算式はあくまで概要を示したものであり、このほかに様々な調整項目がある場合がある。  
 大量保有報告書における株券等保有割合の正確な定義は、横山淳「いまさら人には聞けない大量保有報告(5%ルール)のQ&A」(2013年3月11日)を参照。  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130311\\_006922.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130311_006922.html)  
 TOB規制における株券等所有割合の正確な定義は、横山淳「いまさら人には聞けない公開買付け(TOB)のQ&A」(2012年8月6日)を参照。  
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12080601securities.html>  
 銀行等の株式保有制限(原則)については、堀内勇世「会社法と銀行の株式保有5%ルール」(2006年3月24日)を参照。  
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/06032401commercial.html>  
 銀行等の株式保有制限(例外規定)については、横山淳「銀行等の議決権保有規制の例外措置拡充」(2013年6月24日)を参照。  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130624\\_007351.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130624_007351.html)  
 (出所)法令をもとに大和総研作成

すなわち、株式数ベースで計算するのか、議決権ベースで計算するのか、自社だけでなく共同保有者・子会社・特別関係者の保有株式数(議決権数)も考慮するのか否か、潜在株式数(潜在議決権数)を考慮するのか否か、発行会社の自己株式数を考慮するのか否か、等の違いがある。

このため、各種制度においては5%を超える株式保有（または議決権）割合があり、発行会社に対し一定の支配力や影響力を持っているケースにおいても、税制上の株式保有割合は5%以下となり、受取配当等の50%益金不算入の適用を受けられなくなる可能性がある点には注意が必要である。

#### ◆非支配目的株式等

大綱では、株式保有割合が5%以下のものは「非支配目的株式等」として、受取配当等の益金不算入割合を現行の50%から20%に引き下げるとしている。他方、この区分については負債利子控除を廃止するとしている。

#### ◆株式保有割合別の改正の影響一覧

株式保有割合別に、大綱による改正の影響についてまとめたものが次の図表5である。

図表5 株式保有割合別の改正（案）の影響

株式保有割合	配当等の 益金不算入割合		負債利子控除	
	現行	改正案	現行	改正案
100%	100%		なし	
1/3超100%未満	100%		あり	
25%以上1/3以下	100%	50%	あり	なし
5%超25%未満	50%		あり	なし
5%以下	50%	20%	あり	なし

（出所）法案をもとに大和総研作成

## （2）株式投資信託の収益分配金

法案では、株式投資信託（日本株ETFを除く）の収益分配金について、全額を益金算入とすることとしている。

現行では、1.（3）で述べた通り、株式投資信託の収益分配金についても、非株式割合および外貨建資産割合に応じて、収益分配金の実質25%または12.5%が益金不算入となっている（全額益金算入となるものもある）。このため、受取配当等の益金不算入制度の対象となる株式投資信託（一定比率以上日本株式に投資する投資信託）を保有する法人投資家にとっては税負担が増加することとなる。

法案では、特定株式投資信託<sup>12</sup>（日本株ETF）の収益分配金については、その受益権を株式等と同様に扱い、非支配目的株式等と同様に、収益分配金の20%を益金不算入とすることとしている。なお、特定株式投資信託（日本株ETF）の収益分配金についても「非支配目的株式等」と

<sup>12</sup> 定義は脚注7を参照。

同様に、負債利子控除は廃止するものとしている。

現行では、1. (3)で述べた通り、特定株式投資信託（日本株 ETF）の収益分配金は、50%益金不算入となっている。このため、（負債利子控除の廃止による税負担減の可能性も考慮する必要があるが、全体像としては）日本株 ETF を保有する法人投資家にとっては税負担が増加することになるものと考えられる。

### （3）保険会社の特例

法案では、青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、租税特別措置により、40%を益金不算入とする特例を創設するとしている。

すなわち、保険会社が受ける非支配目的株式等（保有割合 5%以下の株式等）については、現行の 50%益金不算入から（20%でなく）40%益金不算入に引き下げられることとなり、他の法人と比べて益金不算入割合の引き下げ幅が緩和されることとなる<sup>13</sup>。

なお、現行制度には損害保険会社の特別利子に係る受取配当等について、負債利子控除の対象から除外する特例が設けられているが、法案ではこの特例を廃止するとしている。これは、そもそも保有割合 1/3 以下の「**その他の株式等**」および「非支配目的株式等」の配当等について負債利子控除を廃止することとしたため、この特例措置が不要となるためと考えられる。

### （4）負債利子控除額の簡便法

大綱では、負債利子控除額につき、簡便法を適用する場合の基準年度について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に改正するとしている（簡便法の基準年度については現行では政令で定められており、政令の改正により対応されるものと考えられる）。

3 月決算の法人の場合、平成 27 年度においては、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度」とは、平成 27 年度そのものを意味することとなるため、結果的に、簡便法で算出しても個別法で算出しても負債利子控除額が同じになる。このため、事実上、平成 27 年度においては原則的な方法（総額按分法）のみにより負債利子控除額を算出することとなる。

### （5）投資法人の導管性要件改正に伴う対応

法案では、受取配当等の益金不算入制度の改正の他、別途、投資法人の導管性要件の改正も

<sup>13</sup> なお、保険会社が保有する日本株 ETF の分配金についても非支配目的株式等と同様に 40%益金不算入とするものとしている。

行うとしている。その際、法案では、投資法人の支払う分配金については、法人税法では益金不算入の対象として、株式の配当とは区分して規定しつつ、租税特別措置法により対象外とするといった形に整理し直している。

現行制度においても投資法人が支払う分配金は、益金不算入の対象とならない。法案による改正後も、結果として投資法人が支払う分配金は益金不算入の対象にならないものとしているため、改正による法人投資家への影響は原則としてないものと考えられる。

法案では投資法人の導管性要件改正に伴う対応に係る改正の施行は、平成 27 年 4 月 1 日以後の受取配当としている（平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度の受取配当ではない）。

### 3. 改正案の背景と問題点

#### (1) 政府税調の報告書で示された論点

平成 27 年度の税制改正（案）は、法人実効税率を引き下げ一方で、その減収を補うだけの代替財源をなるべく法人課税の枠内で求めようとするものであった。

平成 27 年度税制改正大綱の策定に先立って開催された、政府の税制調査会（政府税調）では 2014 年 6 月に、「法人税の改革について」という報告書をまとめており、法人実効税率引き下げの代替財源候補として、法人の受取配当等の益金不算入制度の縮減を挙げていた。報告書では次のように述べている。

図表 6 政府税調における改革の方向性

企業の株式保有は、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合がある。支配関係を目的とする場合は、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないように、配当収益を課税対象から外すべきである。他方、資産運用の場合は、現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が歪められないよう、適切な課税が必要である。

この観点から、**支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分け、益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入の割合などについて、諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にしつつ、見直すこととする。**その際、市場に与える影響に留意が必要である。

なお、見直しにあたっては、外国子会社にポートフォリオ投資をしている場合の課税の整合性に留意すべきという意見や、**見直しによって大きく影響を受ける業態への配慮が必要との意見があった。**また、**持株比率で支配目的か資産運用目的かを一律に線引きをすることは実態にそぐわないとの意見がある一方で、支配目的か資産運用目的かを考える場合には持株比率で区分せざるを得ないとの意見もあった。**

(注) 太字・下線部は筆者による。

(出所) 税制調査会「法人税の改革について」（平成 26 年 6 月）

政府税調の報告書にて述べられていた改革方針と結果（法案における改正内容）を論点別にまとめると、次の図表7のようになる。

図表7 政府税調の改革方針と結果

	政府税調の改革方針	結果(法案における改正内容)
①	益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入の割合などについて見直すこと	左記の観点から見直すこととなった。
②	見直しの際には、支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分けること	保有割合が5%未満のものについては「非支配目的株式等」とされ、資産運用を目的とした株式保有とみなすものと考えられる。
③	諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にすること	フランスの事例(保有割合が5%未満なら全額益金算入)と会社法における特別決議の拒否権(保有割合1/3超)を参考として、区分を設けることとなったものと考えられる。
④	支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有を持株比率(株式保有割合)で判断することには賛否両論があったこと	結果的に、株式保有割合のみで判断することとなったものと考えられる。
⑤	見直しによって大きく影響を受ける業態への配慮が必要との意見があったこと	保険会社に対してのみ特例が設けられることとなった。

(出所)大和総研作成

## (2) 資産運用目的でも益金不算入とすべき

まず、政府税調の報告書では、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合とで税制上の扱いを変えるべきとの考え方が示されていた。「支配関係を目的とする場合は、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないように、配当収益を課税対象から外すべき」としながらも、「資産運用の場合は、現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が歪められないよう、適切な課税が必要である」としている。

これは、利子・配当の受取法人**だけ**の課税を考えれば、預金や債券の保有によって得られる利子は益金算入される一方で、株式の保有によって得られる配当を益金算入しないのは不公平であるとの一面的な考え方に基づく。

実際には、利子・配当の支払法人における課税も考慮すれば、利子については支払い側の法人において損金算入されているのに対し、配当は支払い側の法人の税引後利益から支払われ、損金算入されない。このため、受取法人の側では利子を益金算入する一方、配当を益金算入しないことによりバランスが取れている。資産運用目的の受取配当を益金に算入することの方が公平性を欠いており、「現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が歪め」られる税制であると考えられる。

しかしながら、結局、財源を確保するため、「支配目的」か「資産運用目的」かを分け、資産運用目的の場合については課税を強化する考え方が採用されることになったものと思われる。

### (3) 支配目的と資産運用目的の区分

支配目的の場合は益金不算入を維持する一方で、資産運用目的については益金不算入割合を引き下げると考えた場合（このような考え方に与するわけではないが）、次に、どのような基準により支配目的か資産運用目的かを区分するかという点が問題になる。

この点については、結局、「持株比率で支配目的か資産運用目的かを一律に線引きをすることは実態にそぐわない」との意見があるものの、「支配目的か資産運用目的かを考える場合には持株比率で分けざるを得ない」との考えにまとまったものと考えられる。

図表 8 株式保有割合による会社法上の権利・権限等と法案（大綱）における区分案の比較

株式保有割合	会社法上の権利・権限	その他の法令・会計規則等	法案(大綱)における区分案
100%		法人税の連結納税を行うことができる	完全子法人株式等 不算入割合100% (負債利子控除なし)
2/3超	株主総会の特別決議を単独で成立させられる		
50%超	株主総会の普通決議を単独で成立させられる	会計上子会社株式とする(原則)	関連法人株式等 不算入割合100% (負債利子控除あり)
50%以上	株主総会の普通決議を単独で阻止できる		
40%以上		取締役会等を実質支配している場合に会計上子会社株式とする	その他の株式等 不算入割合50% (負債利子控除なし)
1/3超	株主総会の特別決議を単独で阻止できる	保有割合が1/3超となる買付けは原則としてTOB実施が義務付けられる	
25%以上	相互保有株式の議決権停止		
20%以上		会計上関連会社株式とする(原則)	
15%以上		一定の要件を満たす場合に会計上関連会社株式とする	
10%以上	解散請求権		
10%以下		保険会社の株式保有制限(原則)	
5%超		大量保有報告書の提出義務 保有割合が5%超となる買付けはTOB実施が義務付けられる場合がある	
5%以下		銀行等が保有できる一般事業会社株式の上限(原則)	
3%以上	総会招集請求権 役員解任請求権 業務財産検査役選任請求権 会計帳簿閲覧請求権	(個人株主の場合、上場株式等の配当等が総合課税となる)	
1%以上	総会検査役選任請求権		
1%以上または300議決権以上	株主提案権		

(注1)ここでは一律に「株式保有割合」という用語を便宜的に用いているが、算出の方法等は異なりうる。

(注2)定款により条件となる株式保有比率を変更できるものもある点に注意が必要である。

(出所)大和総研作成

図表 8 は、株式保有割合による会社法上の権利・権限と法案（大綱）における区分案を比較したものである。

法案では、株式保有割合による権利・権限等の強さを4段階に区分することとしている。（負債利子を控除するとしても）100%の益金不算入を認めるべきとしたのは、1/3超の株式を保有している場合とし、5%以下の株式保有割合については支配目的が認められないとして「非支配目的株式等」とし、益金不算入割合を20%まで引き下げることとしたものと考えられる。

「非支配目的株式等」につき、受取配当等の20%の益金不算入を認めたことは、資産運用目的の株式保有であっても、二重課税の調整のため（一部ではあっても）益金不算入を行うべき

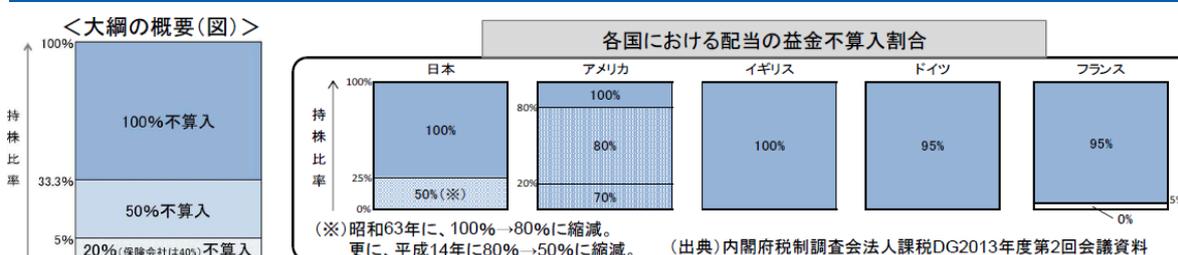
とする考え方を残したものであると考えられる。

株式保有割合が5%超 1/3 以下の保有割合については、会社法の特別決議の拒否権を有するほどの支配力はないものの、大量保有報告書の提出が義務付けられるなど一定の支配力を有する、支配目的と資産運用の中間の形態として、「**その他の株式等**」として、50%の益金不算入とすることと整理したものと考えられる。

#### (4) 諸外国との比較

受取配当等の益金不算入割合について国際比較したものが次の図表9である。

図表9 各国における配当の益金不算入割合



(出所) 金融庁「平成27年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目-」(平成27年1月)

日本の制度は、株式保有割合によらず全額を益金不算入とできる英国などと比べて、受取配当を益金不算入とできる割合が低い。

にもかかわらず、今回の改正では株式保有割合が5%未満の場合に全額益金算入となるフランスの例を参考にして、株式保有割合が5%以下の場合について、益金不算入割合を引き下げたものと考えられる。フランスの例を参考にするならば、株式保有割合が5%以上 25%未満の区分については益金不算入割合を引き上げるべきと考えられるが、この点は考慮されず、益金不算入割合が低い方に（より増収が確保される方に）のみ合わせられたものと考えられる。

法案が成立し実施されれば、諸外国と比べても我が国における配当の益金不算入割合が低いことがより際立つことになる。

#### (5) 事業再編における弊害

保有株式割合が一定以下の場合に、益金不算入割合を下げるという考え方を採ると、事業再編に支障をもたらす可能性がある。

例えば、4社が共同出資を行い新会社を設立する場合を考える。4社の出資比率を25%ずつ(株式数の比率も同じとする、以下同じ)とすれば、現行では、出資した4社とも、新会社からの

受取配当の100%を益金不算入とすることができる。

しかし、法案が成立し実施された後は、1/3超の株式を保有している会社しか受取配当の100%益金不算入とすることができない。このため、4社が25%ずつ出資した場合はいずれの会社も新会社からの配当は50%益金不算入となってしまう。出資割合を調整した場合であっても、100%益金不算入とすることができるのは最大2社までである<sup>14</sup>。

同様に、3社が共同出資を行う場合においても、新会社からの配当を100%益金不算入とできるのは2社までである<sup>15</sup>。

現行の「25%以上」の線引きにおいても問題があるが、改正後はそれよりさらに高い「1/3超」で線引きをすることになるため、事業再編における税制上の弊害がクローズアップされやすくなるだろう。

#### 4. 今後の改正への懸念

法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大は、平成27年度の税制改正（案）で第1弾が行われるが、今後も20%台までの法人実効税率の引き下げのため、さらなる代替財源の確保が求められるものと考えられる。その際、受取配当等の益金不算入制度について、大綱にて行うこととされた縮減だけでなく、さらなる縮減を求められることや、個人の株式の配当等（さらには譲渡所得）への課税強化が行われることも懸念される。

国策として「貯蓄から投資へ」を推進するためNISAを導入しながら、株式への課税を強化するのは矛盾するように思われる。法人税減税には、発行法人と法人株主・個人株主との間の二重課税を縮小する効果が期待できるが、その効果を打ち消すような課税強化は望ましくない。

株式への課税強化は、より直接的に株価に影響を与えうる点にも留意する必要がある<sup>16</sup>。前述した政府税調の報告書でも、受取配当等の益金不算入制度の縮減に当たっては「市場に与える影響に留意が必要である」としており、慎重な対応が望まれるところである<sup>17</sup>。【以上】

<sup>14</sup> 例えば、A社・B社が34%ずつ、C社・D社が16%ずつ出資した場合、A社・B社の2社については新会社からの受取配当を100%益金不算入とすることができる。

<sup>15</sup> 「関連法人株式等」の株式保有割合の条件が1/3以上ではなく、1/3超なので、ちょうど1/3ずつ3社が共同出資した場合は、どの会社も保有する株式を「関連法人株式等」とすることができなくなる。

<sup>16</sup> 受取配当等の益金不算入制度の改正による株価への影響については、吉井一洋・是枝俊悟「法人の受取配当課税強化の問題点」（2014年12月3日発表）を参照。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141203\\_009218.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141203_009218.html)

<sup>17</sup> 上場企業のコーポレートガバナンス強化に向けて、持ち合い株式・政策保有株式の解消のために、受取配当益金不算入の縮減を求める考えもあるようだが、当該縮減措置は、最終的な受益者である個人株主への課税強化である点に留意する必要がある。持ち合い株式・政策保有株式の解消が目的であれば、むしろ、期限を設定してこれらの株式の売却益への課税を軽減した方が効果的ではなかろうか。ドイツでは、持ち合い解消に向けて、企業が保有する株式の譲渡益を時限的に非課税としたことはよく知られるところである。厳しい財政事情の下、非課税は無理としても、軽減税率を適用すれば、持ち合い株式・政策保有株式の解消を促しつつ、税収を確保する効果が期待できるのではないかと思われる。